

## 技術基準対象施設の維持に関して必要な事項を定める告示について

### 1. 告示の背景・目的

港湾の施設については、今後、施設量の増加とともに老朽化が進展し、維持・更新費用が増大することが見込まれており、整備後の港湾の施設を計画的かつ適切に維持管理して維持・更新費用の最小化を図りつつ長期にわたって有効に活用していくことが不可欠です。

そのため、港湾法第56条の2の規定に基づき、港湾の施設（技術基準対象施設）の建設、改良及び維持の基準として定める「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」（技術基準省令）を改正し、港湾の施設の維持に関する基準を従前より具体的に規定するとともに、同施設の維持に関して必要な事項を告示で定めることを予定しています。

### 2. 概要

- ① 技術基準省令の改正では、港湾の施設を「維持管理計画等」に基づき適切に維持することを規定するとともに、この告示において、「維持管理計画等」に定めるべき標準的な事項として、対象施設の供用期間並びに維持管理についての基本的考え方、及び、同施設の計画的かつ適切な点検診断や維持工事等を規定する予定です。
- ② 「維持管理計画等」を定めるに当たって勘案することが不可欠な諸条件について具体的に規定する予定です。
- ③ 「維持管理計画等」を定めるためには、港湾の施設の維持に関して専門的な知識及び技術等を有する者の意見を聴くことを標準として規定する予定です。
- ④ 「維持管理計画等」に基づき維持管理を行うに当たっては、港湾の施設の維持に関して専門的な知識及び技術等を有する者が行うことを標準として規定する予定です。
- ⑤ 「維持管理計画等」については、その対象となる港湾の施設の用途の変更や維持管理に関する技術革新等の情勢の変化に応じて適時適切に見直すことを標準として規定する予定です。
- ⑥ 港湾の施設を安定的かつ適切に運用できるよう、同施設を安全な状態に維持するために必要な危険防止に関する標準的な対策を規定する予定です。
- ⑦ 港湾の施設の危険防止に関する対策を行うに当たっては、同施設の維持に関して専門的な知識及び技術等を有する者が行うことを標準として規定する予定です。
- ⑧ 国土交通大臣が設置し港湾管理者に管理を委託する国有港湾施設については、国土交通大臣が定める「維持管理計画」に基づき港湾管理者が適切に維持することを標準として規定する予定です。
- ⑨ 供用を停止した港湾の施設についても港湾の開発、利用又は保全に支障を与えないよう必要に応じて適切な措置を講じることを規定する予定です。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成19年3月下旬

施行日：平成19年4月1日（技術基準省令の施行予定日と同日）